

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託等の運用に関する規則に関する細則 第 1 条～第 2 条 (省 略) (外国投資信託証券の要件) 第 3 条 規則第12条第 1 項第 5 号及び第22条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。 (1) (省 略) (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの、及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること イ～ニ (省 略) ホ借入れについて、純資産総額の10%を超えて借入れを行うものでないこと（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。）<u>なお、自主規制委員会が別に指定する外国投資信託証券については、この限りではない。</u> へ～ヨ (省 略) 第 3 条 2 ～第 7 条 (省 略)	投資信託等の運用に関する規則に関する細則 第 1 条～第 2 条 (同 左) (外国投資信託証券の要件) 第 3 条 規則第12条第 1 項第 5 号及び第22条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。 (1) (同 左) (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの、及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること イ～ニ (同 左) ホ借入れについて、純資産総額の10%を超えて借入れを行うものでないこと（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。） へ～ヨ (同 左) 第 3 条 2 ～第 7 条 (同 左)

投資信託等の運用に関する規則に関する細則

新	旧
(規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定するその他の要件) 第 8 条 規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。 (1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること (2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託<u>及び租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託等</u>(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。))の場合を除く。)には投資しないものであること (3) 一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の 50%を超えるものではないこと <u>附 則</u> この改正は、令和 年 月 日から実施する。	(規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定するその他の要件) 第 8 条 規則第 22 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。 (1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること (2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。))の場合を除く。)には投資しないものであること (3) 一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の 50%を超えるものではないこと